**平成２０年（フ）第３００１号**
福岡県前原市大字高祖1038番地
債務者　井上　由美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１８１８号**
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目４―34セゾンドール貝塚502
債務者　福永　保幸
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１９５８号**
福岡県前原市前原東１丁目10番22号
債務者　進藤　正幸
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１９５９号**
福岡県前原市前原東１丁目10番22号
債務者　進藤　浪子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１９６０号**
福岡県前原市前原東１丁目10番22号
債務者　進藤　勝行
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２０７９号**
福岡市南区皿山２丁目１番60―606号
債務者　西俣　潤子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２１１０号**
福岡県糟屋郡志免町大字別府158番地１藤コーポＢ203号
債務者　松本　高美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２２２３号**
福岡市東区筥松３丁目２番13号
債務者　和田　武子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２２９９号**
福岡市南区屋形原３丁目43番１―501号
債務者　橋本　正広
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２３００号**
福岡市南区屋形原３丁目43番１―501号
債務者　橋本　優子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２５６５号**
福岡市南区弥永５丁目12番５号
債務者　中村　雅也
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２５９６号**
福岡市南区桧原７丁目27番５―205号
債務者　渡邉　智恵（旧姓嘉手納）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２６５６号**
福岡市西区城の原団地32番504号
債務者　長谷川広美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２７３５号**
福岡市博多区板付７丁目２番12―307号
債務者　露木　菜緒（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２７７２号**
福岡市南区的場２丁目31番15―201号
債務者　木村　清美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２７７４号**
福岡市西区城の原団地29番104号
債務者　坂本　勝義
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２７８４号**
福岡市南区清水１丁目15番12号
債務者　小川内菊江
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２７８７号**
福岡市西区大字周船寺159番地３
債務者　立石　雅敏
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部